

☆ 本事業は、「中小企業基本法」および経済産業省の定める定義・要件に基づく中小企業を対象としています。
下記の項目について、該当箇所に☑チェックする形で宣誓して下さい。

1. 資本金・出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者に；

☐ 該当しない

☐ 該当する

2. 確定している（申告済みの）直近過去3事業年度の課税所得額の平均が；

☐ 15億円以下である

☐ 15億円を超えている

※「15億円を超えている」場合は、直近過去3事業年度分の課税所得額を記載して下さい。

[課税所得額：前事業年度 億円、2事業年度前 億円、3事業年度前 億円]

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、財務諸表、納税証明書等の提出を求めることがあります。

<本事業における中小企業の定義・要件>

下記(1)および(2)の定義・要件をともに満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。

(1) 中小企業基本法の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(2) 経済産業省の定める要件

① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者ではないこと。

② 確定している（申告済みの）直近過去3事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えない中小・小規模事業者。

参加申込書や企業情報・出品物情報等に虚偽の内容を記載した場合は、申込みを無効とすると同時に、本事業への参加をお断りします。また、事後に虚偽の記載が明らかになった場合は、ジェトロの経費負担分について返還を請求する場合があります。

記入日：2021年 月 日 御社名：